

### 1 監査対象事項

地域産業資源等を用いた産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について

### 2 監査の結果に関する報告の公表

平成 28 年 4 月 28 日付け山梨県公報号外第 28 号

### 3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 個人情報掲載文書の保管方法の不備について</p> <p>所管する 4 事務(小規模事業経営支援事業費補助金補助対象者承認事務及び同補助金交付事務、中小企業連携組織対策事業費補助金補助対象者承認事務及び同補助金交付事務)について、個人情報に記載された行政文書が保管されているにもかかわらず、保管場所のロッカーに施錠等の対策が施されていないかった。</p> <p>許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべき。少なくとも退勤時には施錠保管できるよう対処する必要がある。</p> <p>2 企業化状況報告書の提出期限の遵守について</p> <p>補助金交付要綱において、補助事業者は補助事業の完了後 5 年間、企業化状況報告書を、要綱で定める期間内に提出しなければならないと定められているが、当該期間内に提出されていないものが散見される。報告書を適時に提出させることにより、施策の効果を測定し、施策の見直し等を判断し、また、補助事業者が必要とする支援を把握し、支援を実施することが補助目的にも適うものである。</p> <p>補助事業者に対して報告書を期間内に提出されるように徹底しなければならない。</p>	<p>個人情報に記載された行政文書については、鍵付ロッカーに収納し、施錠して保管することとした。</p> <p>報告書の提出期限等を整理した補助事業者一覧表を作成し、提出の進捗管理を行っていくこととした。</p> <p>今後は、提出対象企業に対し、報告期限前に連絡を行うなど、期限内提出を徹底していく。</p>

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>3 市場金利動向を反映した貸出金利見直しについて</p> <p>制度融資の貸出金利は、平成19年に見直されたが、以後、個別に金利引き下げを行った制度を除き、引き下げはされていない。また、貸出金利の見直しに関する規程は整備されていない。</p> <p>制度融資においても、市場金利の動向を反映した貸出金利の見直しを行う必要があることから、規程を整備し、適時に見直しを行うべきである。</p>	<p>金利見直しの仕組みを整備し、経済変動等に合わせ、金融機関や他県の金利動向等を総合的に勘案して貸出金利を決定していくこととした。</p>
<p>4 個人情報掲載文書の保管方法の不備について</p> <p>所管する旅行業者等登録事務について個人情報に掲載された行政文書が保管されているにもかかわらず、保管場所のロッカーに施錠等の対策が施されていないかった。許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべき。少なくとも退勤時には施錠保管できるよう対処する必要がある。</p>	<p>個人情報に記載された行政文書については、鍵付ロッカーに収納し、施錠して保管することとした。</p>
<p>5 債務者区分の判定経緯の記録の不備について</p> <p>債務者管理のための債務者区分は、「設備貸与事業債権管理基準」に従い、財政状態等の形式的な要素だけでなく他の要素を総合的に勘案して実質的に判定して行っており、この「実質的判定」に関してはその判断経緯を明確にし、具体的説明を記録しておくこととされている。</p> <p>しかしながら、具体的説明を記録した文書がなく、判定の経緯が不明瞭な債務者が見受けられた。形式的区分と異なる判定を行うに至った経緯を説明した文書を整備</p>	<p>「設備貸与事業債権管理基準」に基づき判定した結果、実質的判定が形式的判定と異なる判定となった場合、判定が異なった経緯を明確にした書類の整備を徹底していくこととした。</p>

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>し、「管理基準」に沿った運用をすべきである。</p> <p>6 延滞先からの決算書類入手の不備について 自己査定に際し、延滞先から決算書を入力することとしているが、実際には入手できていないケースが見受けられた。延滞先からの決算書の入手を確実に行うべきである。</p> <p>7 遅延損害金の減免手続の不備について 平成24年度包括外部監査結果を踏まえ整備された「遅延損害金の減免に関する基準」では、違約金の減免を受ける場合の要件として、債務者が「設備貸与遅延損害金減免申請書」を理事長あてに提出することとされているが、実際には行われておらず基準どおりの運用が行われていない。基準に沿って減免手続を改善すべきである。</p> <p>8 返済条件変更に関する書類徴求の不備について 平成24年度包括外部監査結果を踏まえ整備された「返済条件変更に関する運用基準」では、条件変更の申し込みがあった場合には決算書及び附属明細書・試算表等を徴求することと定めているが、実際には必要書類を徴求できていない事例が見受けられた。基準に沿って条件変更手続を改善すべきである。ただし、基準の運用が現実的でなければ、実施可能な基準に見直すべきである。</p>	<p>延滞先からの決算書の入手状況を管理し、決算書完成時に再度提出依頼を行うなど、決算書の入手管理を徹底していくこととした。</p> <p>遅延損害金を減免する際は、基準に沿って減免手続を行うことを徹底していくこととした。</p> <p>管理の実効性を損なわない範囲で、実施可能な基準に見直しを行った上で、必要書類の徴求を徹底していくこととした。</p>

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>9 個人情報掲載文書の保管方法の不備について</p> <p>所管する事務について、決算書等の個人情報に記載された文書の保管庫に施錠等の対策が施されていない。許可のない閲覧や盗難・不注意等による情報漏えいを防ぐため、鍵付ロッカー等の導入を検討すべき。少なくとも退勤時には施錠保管できるよう対処する必要がある。</p> <p>10 求償権分類のための基礎情報の更新遅延について</p> <p>「求償権分類内規」では、システムに入力した求償権の状態(回収見込、回収見込なし等)に応じて、毎月末に求償権の分類(良好、普通、不良)をシステム上で自動更新することと定めている。</p> <p>しかし、自動更新の基礎データとなる求償権の状態が適時更新されていなかったため、誤った分類で自動更新されている求償権があった。</p> <p>基礎データの更新は適時行い、適切な分類による合理的、効果的な管理回収を実施すべきである。</p>	<p>個人情報が記載された行政文書については、鍵付ロッカーに収納し、施錠して保管することとした。</p> <p>債務者の実態に変動が生じた場合は、その都度、基礎データの更新を行うことを徹底していくこととした。</p> <p>また、求償権が正しい分類で更新されているか、半年ごとに入力内容の点検を行っていくこととした。</p>